

国 不 動 第 5 号
令和3年4月23日

業界団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長
(公 印 省 略)

宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号。以下「賃貸住宅管理業法」という。）が令和2年6月19日に公布され、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行期日を定める政令（令和3年政令第 号）に基づき、賃貸住宅管理業法における賃貸住宅管理業に係る登録制度の創設に関する規定等が令和3年6月15日から施行される。これに伴い、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動第3号。以下「ガイドライン」という。）について下記1. のように改正を行い、令和3年6月15日から施行することとしたので、貴団体におかれては、貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知・徹底を図られたい。

記

1. 「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」の改正点（別紙参照）

賃貸住宅管理業法の施行に伴い、専任の宅地建物取引士が賃貸住宅管理業法第12条第1項の規定により選任される業務管理者を兼務する場合については、当該業務管理者としての賃貸住宅管理業に係る業務に従事することは差し支えないこととすること等、ガイドラインについて所要の改正を行う。